

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
次のいずれかの欠格事由に該当していないこと。		<input type="radio"/>
1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの		
(1) 第17条第1項（第7号から第9号までを除く。）又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手續が行われる原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの		
(2) 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者		
(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
(4) 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。）		
2 第17条第1項（第7号から第9号までを除く。）又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの		
3 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの		
4 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの		
5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの		
6 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの		
7 次のいずれかに該当するもの		
(1) 暴力団		
(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合（更新の申出を行わないとき、更新時に基準に適合しなかったとき及び法人が解散したときを除く）において、その手續が行われる原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しない者	有・ <input checked="" type="radio"/>
(2)	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者（特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者）	有・ <input checked="" type="radio"/>
(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input checked="" type="radio"/>
(4)	特定非営利活動促進法、暴力団員による不当行為防止法若しくは神奈川県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input checked="" type="radio"/>
(5)	暴力団の構成員等	有・ <input checked="" type="radio"/>

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われ、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	認定又は特例認定を取り消され、その取り消しの効力が生じた日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
4	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
7	次のいずれかに該当する法人	
(1)	暴力団	はい・いいえ
(2)	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その他4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- 「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。

(注意事項)

- 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。